平成２２年（フ）第７９３号
東京都町田市成瀬３丁目12―３　しあわせ野43―303
破産者　荒　　博之
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９４号
東京都町田市成瀬３丁目12―３　しあわせ野43―303
破産者　荒　まゆみ
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９６号
埼玉県吉川市栄町772―５
破産者　林　　純一
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１号
長野県松本市笹部３丁目８－３
破産者　三村智恵子（旧姓一色）
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５８号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10―５―203
破産者　渋谷　禧也
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10―５―203
破産者　渋谷千慧子（旧姓立岩）
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７２号
茨城県坂東市大口2331―３
破産者　櫛田　浩一（旧姓松村）
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５２号
神奈川県厚木市妻田東２丁目６―15―105
破産者　皆川　　勝
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５３号
神奈川県厚木市妻田東２丁目６―15―105
破産者　皆川　照美
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０８号
東京都板橋区大山金井町38―２―204
破産者　長倉　秀一
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０３号
山口県萩市大字椿字金谷2801番地の５
破産者　有限会社ヨシミ工芸社
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１号
山口県萩市大字椿2921番地３　レジオン金谷202号、前住所山口県萩市大字平安古町522番地１
破産者　木村　博佳
1　決定年月日　平成22年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第９０８号
埼玉県川口市大字榛松863番地の４
破産者　有限会社新道
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９１３号
東京都港区虎ノ門５丁目11番１号
破産者　株式会社ゲッツ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９１４号
東京都品川区西大井１丁目１－２―2104
破産者　土谷　　健
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３０５号
神奈川県横浜市中区本牧元町４番１号
破産者　株式会社関工務店
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６６２号
東京都世田谷区砧１―28―３守川方、住民票上の住所東京都世田谷区砧１丁目32―23―４
破産者　石塚　良樹
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８０号
東京都小平市花小金井南町１丁目19番23―503号
破産者　石井　　洋
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３６６号
横浜市戸塚区名瀬町3128番地３
破産者　グリーンジョイナス株式会社
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１２６号
長野市広田７番地
破産者　株式会社大平商事
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２５７１号
大阪市鶴見区今津中１丁目２番36号
破産者　株式会社丸谷組
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部